

2021 January

1

No.851

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

謹賀
新年

■小城市 牛尾梅林

今月の記事

●日本年金機構

- ・新成人の皆様 おめでとうございます 2
- ・「賞与支払届」の届出はお済みですか 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・保険診療が受けられないケースにご注意ください 4
- ・加入者向け情報提供サービスで医療費情報が閲覧できます 5

●佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 6
- ・パートタイム・有期雇用労働法が施行されました 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書送付先について 8

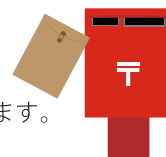
適用関係届書 送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。





あけましておめでとうございます



昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が年金事業においても多大な支障を及ぼし、様々な場面で「従来方式」の変更を余儀なくされました。

依然、新型コロナウイルス感染症収束の気配は見えないところですが、感染症対策を講じつつ、年金制度の正確かつ公正な運用に取り組んで参りますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



日本年金機構 佐賀年金事務所長
日本年金機構 唐津年金事務所長
日本年金機構 武雄年金事務所長

新成人の皆様 おめでとうございます

◆20歳になられた皆様は、国民年金への加入が義務付けられています。

国民年金(基礎年金)の3つのメリットと保険料免除・納付猶予制度

- ①老後を支えます 老齢基礎年金
- ②けがや病気で障害が残ったときに支えます 障害基礎年金
- ③加入者が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方を支えます 遺族基礎年金

●保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「保険料納付猶予制度」など保険料の支払を猶予する制度があります。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課
- 唐津年金事務所国民年金課
- 武雄年金事務所国民年金課

TEL 0952-31-4191
TEL 0955-72-5161
TEL 0954-23-0121

年金受給者の皆様へ

<源泉徴収票が送付されます>

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に順次送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、『ねんきんネット』(24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから申請することができます。)、『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)又は年金事務所までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室
- 唐津年金事務所お客様相談室
- 武雄年金事務所お客様相談室

TEL 0952-31-4191
TEL 0955-72-5161
TEL 0954-23-0121

事業主の皆様へ

「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の②欄「1. 不支給」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。



● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※ 将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

令和2年中に国民年金保険料を納付された皆様へ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が昨年11月上旬に日本年金機構本部から送付されていますので、確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、令和2年に初めて国民年金保険料を納付されたのが、令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間の方については、今年2月上旬に控除証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和3年1月分保険料の納付期限は令和3年3月1日(月)です。

保険診療が受けられないケースにご注意ください。



協会けんぽの保険証は、被保険者（ご本人）が資格を取得したときに、一人ひとりに発行されるカードです。保険証は、病気やけがで医療機関等を受診した際に窓口で提示すると、健康保険を使って治療を受けることができます。正しく大切に使いましょう。



保険診療が受けられないケースがあります。

保険証を提示すれば、すべての診療が健康保険を使って受けられるわけではありません。以下のような場合は、保険診療の対象にならなかったり、保険診療の全部または一部が制限されます。

保険診療の対象にならないケース

- 労災保険※の対象となる業務上や通勤途上の病気やけが
- 健康診断・人間ドック、予防接種
- 正常な妊娠・出産
- 差額ベッド代、美容整形手術等

保険診療が制限されるケース

- 犯罪行為または故意の事故（病気・けが・死亡等）
- けんかや泥酔等の著しい不行跡による事故
- 正当な理由もなく、医師等の療養の指導に従わない
- 詐欺やその他の不正な行為

※労災保険については、事業所所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

保険証が使用できるのは退職日までです

退職等で健康保険の資格を喪失するときは、被保険者（ご本人）と被扶養者（ご家族）すべての保険証および高齢受給者証等を勤務先の事業所に返却してください。資格喪失日以降は、これまでの保険証および高齢受給者証等は使えなくなります。新しい健康保険への加入手続きをすみやかに行ってください。

被保険者（ご本人）の資格喪失日

- 退職日の翌日
- 75歳の誕生日または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- 死亡した日の翌日

被扶養者（ご家族）の資格喪失日

- 被保険者が資格を喪失した日
- 就職や結婚等により扶養から外れた日
- 75歳の誕生日または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- 死亡した日の翌日

資格喪失日以降に、これまでの保険証を提示して医療機関等を受診した場合は、協会けんぽが負担した医療費（総医療費の7割～9割）を返納していただくことになります。返納していただいた医療費相当額は、医療機関等を受診した日に加入している保険者（現在の保険証の発行元）から給付を受けられる場合があります。詳しくは、現在加入している保険者にご確認ください。

加入者向け情報提供サービスで 医療費情報が閲覧できます。

被保険者様が本人及び家族(被扶養者)の医療費をインターネット上でご覧になることができるサービスです。

◆ご利用までの流れ



協会けんぽホームページの「インターネットサービス」から情報提供サービストップ画面へ移動し、ユーザーIDを申請いただいた後、協会けんぽからIDを郵送いたします。

STEP.1

協会けんぽホームページよりユーザーIDをご申請ください。
※お客様設定パスワードは必ずお控えください。



STEP.2

協会けんぽよりユーザーIDと協会発行パスワードを郵送いたします。



STEP.3

医療費情報をWEBで閲覧できます。
※ユーザーIDが発行された月の翌月21日頃から閲覧可能です。



◆ID取得後にご利用いただけるサービス

「被保険者分と被扶養者分」または「被保険者分」の医療費照会がご利用いただけます。
(ユーザーID取得申請時に選択された区分となり、「被扶養者のみ」の選択はできません。)

！ご注意ください。

- ※医療費情報は最長2年分の参照が可能です。2年を経過した情報は古いものから順に削除され、新しい記録が追加されていきます。
- ※医療費情報の更新は、毎月1回21日(21日が休日の場合は次の平日)に行い、3か月前に受診した分の情報が追加されます。
- ※インターネットで確認した「医療費の情報」は、確定申告には使用できません。
- ※医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れている場合等については記載されていない場合があります。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)



シニア層にお得情報満載 講習会のごあんない

「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和3年 1月17日(日)	アバンセ(佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	令和3年 1月24日(日)	武雄市文化会館(武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	令和3年 1月31日(日)	サンメッセ鳥栖(鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	令和3年 2月 7 日(日)	高齢者ふれあい会館りふれ(唐津市ニタ子3-155-4)
講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 **13:20**受付 ▶ **13:40**開始 ▶ **16:00**終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 事務担当者、事業所にお勤めの従業員の方(配偶者も可)

※特に50歳以上の方にお勧めします

参 加 料 **会員事業所は無料**(令和2年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号				宛名シールの左下の7ケタの番号。 おわかりになる範囲で結構です。		
参加希望 会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 (佐 賀 ・ 武 雄 ・ 鳥 栖 ・ 唐 津) 会場 令和3年 月 日()					
参加者氏名						
事 業 所 名						
事業所所在地	〒 事業所電話番号() -					
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。						

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法が 施行されました

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の
不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法※¹や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※¹ パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

改正のポイント

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者※²）
について、以下の1～3を統一的に整備します。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)※³の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

※² 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1～3が整備されます。

※³ 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

お問い合わせ先：佐賀労働局 雇用環境・均等室 ☎0952-32-7218

令和3年2月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
	1 年金事務所 延長相談 19時まで	2 鹿島市役所 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 年金事務所 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 年金事務所 延長相談 19時まで	16 鹿島市役所 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28						

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

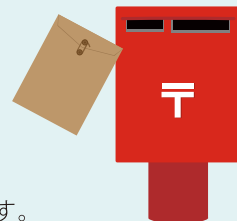
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55
A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。



※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。



令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。もちろん、今までの健康保険証も使えますが、マイナンバーカードを提示すると『転職してもそのまま使える』『限度額認定証がなくても窓口での支払いが限度額までになる』『医療費控除の確定申告の自動入力が可能になる』などのメリットがあるようです。ただし、事前にマイナポータルでの登録が必要です。(山)